

# ○大府市保育所等改修費等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業への移行に当たって必要となる改修又は賃貸物件等により新たに小規模保育事業を設置するための改修に要する負担を軽減するため、予算の範囲内において交付する大府市保育所等改修費等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業への移行を希望する認可外保育施設又は賃貸物件等を活用して小規模保育事業を新設する事業者が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第32条に規定する保育所に係る設備に関する基準、大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第26条、第30条及び第31条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は基準条例第41条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たすために必要な建物の改修等とする。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市保育所等改修費等支援事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに、大府市保育所等改修費等支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要に応じ、条件を付することができる。

(変更交付申請等)

第6条 前条第1項の通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書の内容に変更があった場合は、速やかに、大府市保育所等改修費等支援事業費補助金変更交付申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、承認を決定し、速やかに、大府市保育所等改修費等支援事業費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、大府市保育所等改修費等支援事業費補助金実績報告書（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大府市保育所等改修費等支援事業費補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の確定通知書の交付を受けた者は、大府市保育所等改修費等支援事業費補助金請求書（第7号様式）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（立入検査等）

第10条 市長は、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は施設に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助金の額
「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成27年4月13日雇児発0413第36号）の別添1「認可化移行運営費支援事業実施要綱」に掲げる実施要件を満たし、同要綱に掲げる期間内に児童福祉施設設備運営基準第32条、基準条例第26条、第30条及び第31条又は第41条に規定する設備基準を満たす認可外保育施設を経営する者	改修費等及び改修期間中の建物賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（令和元年10月31日付厚生労働省発子1031第1号）4（2）⑤イにより選定される額に4分の3を乗じて得た額
子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき特定地域型保育事業者（小規模保育事業に限る。）として市長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者	改修費等及び建物賃借料（礼金を含み、敷金を除く。）	

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

大府市保育所等改修費等支援事業費補助金交付申請書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

大府市保育所等改修費等支援事業費補助金の交付を受けたいので、大府市保育所等改修費等支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業の概要書
- (2) 補助対象施設の位置図及び平面図
- (3) 補助対象施設の改修等に係る事業費及び施工計画書
- (4) その他参考となる書類

大府市保育所等改修費等支援事業費補助金交付決定通知書

所在地  
団体名  
代表者氏名 様

大府市長



補助金交付決定金額 金 円

ただし、 年 月 日付けによる大府市保育所等改修費等支援事業費補助金の申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- (1) 補助事業（本決定通知書の交付を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 本決定は概算額によるものとし、改修内容が確定した時点で再度決定する。

## 2 その他

年 月 日

大府市保育所等改修費等支援事業費補助金変更交付申請書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

⑨

大府市民間保育所等改修費等支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助事業の内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 当初交付申請（決定）金額 金 円
- 2 変更後交付申請金額 金 円
- 3 補助事業の変更の内容  
変更前  
  
変更後
- 4 添付書類
  - (1) 事業の概要書
  - (2) 補助対象施設の位置図及び平面図
  - (3) 補助対象施設の改修等に係る事業費及び施工計画書
  - (4) その他参考となる書類

大府市保育所等改修費等支援事業費補助金変更交付決定通知書

所在地  
団体名  
代表者氏名 様

大府市長



補助金交付決定額

(1) 交付決定額	金	円
(2) 既交付決定額	金	円
(3) 差引増減額	金	円

ただし、 年 月 日付けによる大府市保育所等改修費等支援事業費補助金の変更交付申請に対して、次の条件を付して補助金を交付する。

1 条件

- (1) 補助事業（本決定通知書の交付を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含

む。)は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 本決定は概算額によるものとし、改修内容が確定した時点で再度決定する。

## 2 その他

第5号様式（第7条関係）

大府市保育所等改修費等支援事業費補助金実績報告書

年 月 日	
大府市長 殿	
所在地 団体名 代表者氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了しましたので、次のとおり報告します。	
施工場所	
施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
1 事業実績及び効果	
(1) 交付決定金額	金 円
(2) 実績報告額	金 円
2 添付書類	
(1) 補助金精算調書	
(2) 事業実績調書	
(3) その他参考となる書類	

第6号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

大府市保育所等改修費等支援事業費補助金確定通知書

所在地  
団体名  
代表者氏名 様

大府市長 印

年 月 日付で交付の申請があった大府市保育所等改修費等支援事業費補助金については、大府市保育所等改修費等支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金の交付額を確定したので、通知します。

補助金交付額 金 円

年 月 日

大府市保育所等改修費等支援事業費補助金請求書

大府市長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

⑨

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知を受けた大府市保育所等改修費等支援事業費補助金について、大府市保育所等改修費等支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金請求金額	金	円
---------	---	---

(振込先)

金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農協
預金種目	当座 ・ 普通
口座番号	
口座名義	フリガナ